明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四五）　一
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（**経済産業**四六）　二
〔告　示〕
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（**経済産業**一三九）　三
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十四年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件（**同**一四〇）　三五
○地方税法施行規則附則第六条第六十項の規定に基づき、経済産業大臣が定める出力を定める件（**同**一四一）　三六
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（**同**一四二）　三七
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件（**同**一四三）　三七
○回避可能費用単価等を定める告示（**同**一四四）　三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
免責関係　三七

省令

○財務省令第四十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第十二項、第二十七条の五第十項及び第三十九条の四十第九項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の七に次の一項を加える。

3　施行令第五条の四第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等（同項第一号イに掲げるものに限る。）に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第七条第一項の申請書（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第七条第一項の申請書）の写し及び経済産業大臣の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定（同法附則第三条第二項の規定により同法第六条第一項の認定を受けたものとみなされるものを含む。）をした旨を証する書類（同条第四項の発電の変更があつた場合には、経済産業大臣の同項の認定をした旨を証する書類）の写しとする。

第二十条の二に次の一項を加える。

3　施行令第二十七条の五第十項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等（同項第一号イに掲げるものに限る。）に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第七条第一項の申請書（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第四項の発電の変更があつた場合には、同令第九条第一項の申請書）の写し及び経済産業大臣の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定（同法附則第三条第二項の規定により同法第六条第一項の認定を受けたものとみなされるものを含む。）をした旨を証する書類（同条第四項の発電の変更があつた場合には、経済産業大臣の同項の認定をした旨を証する書類）の写しとする。

第二十二条の二十四に次の一項を加える。

3　施行令第三十九条の四十第九項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等（同項第一号イに掲げるものに限る。）に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第七条第一項の申請書（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第四項の発電の変更があつた場合には、同令第九条第一項の申請書）の写し及び経済産業大臣の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定（同法附則第三条第二項の規定により同法第六条第一項の認定を受けたものとみなされるものを含む。）をした旨を証する書類（同条第四項の発電の変更があつた場合には、経済産業大臣の同項の認定をした旨を証する書類）の写しとする。